

◎確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」が送付される方

作成場所	作成方法	提出方法
ご自宅等	確定申告書等作成コーナー	書面
税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-Tax及び書面
町の申告会場	職員が作成	書面
青色申告会などの指導会場	全て	e-Tax及び書面

**確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」を送付します**

前年の所得税または消費税の確定申告書の作成場所・作成方法・提出方法が左表のいずれかに該当する方で、**翌年も申告が必要と見込まれる方**には、確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」(はがきまたは封書)が送付されます。

- ※「翌年も申告が必要と見込まれる方」とは、事業・農業・不動産所得があり、青色申告決算書・収支内訳書の作成が必要な方、予定納税や公的年金等所得がある方のほか、消費税の課税事業者の方などをいいます。
  - ※ご自宅等で手書き作成した申告書を提出した方で、翌年も申告が必要と見込まれる方には、確定申告書用紙が送付されます。
  - ※ご自宅等からe-Taxにより送信した方や、税理士に依頼して作成・提出をした方は、お知らせはがきは送付されません。
  - ※確定申告書用紙や「確定申告のお知らせ」が無くても、各会場で申告書を作成することができます。
- 社会保険料の納付額を確認できます**
- 社会保険料(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)は、確定申告などの社会保険料控除の対象となります。
- 納付額の確認を希望する方には、担当課で納付額確認書の発行を行っていますので、お越しください。
- なお、年金からの特別徴収(年金天引き)されている分の納付額確認書は発行できませんので、源泉徴収票で確認してください。

▼納付額の確認方法

**対象期間** 平成31年1月1日～令和元年12月31日

- 年金天引きの場合は、年金支払者(日本年金機構等)から発送される源泉徴収票で確認できます。
- 本人以外が社会保険料控除として申告することはできません。
- 納付書で納付している場合は領収書で、口座振替の場合は預金通帳で確認することもできます。

▼納付額の確認に必要なもの

- 運転免許証、保険証などの本人確認ができるもの
- 同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

**問 税務課住民税班** ☎(84)1212  
**住 民 課 国 保 年 金 班** ☎(84)1214  
**福 祉 課 介 護 班** ☎(84)1257

**医療費控除を受けるための手続きが変わりました**

平成29年分の確定申告から、領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の提出が必要となりました。

- 領収書の提出は不要です。
- 医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。
- 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。(医療費通知とは健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」など)

**注意点** 平成29年分から令和元年

分までの確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

**問 (医療費通知のこと)**  
**住 民 課 国 保 年 金 班** ☎(84)1214  
**(医療費控除のこと)**  
**税 務 課 住 民 税 班** ☎(84)1212

**東金青色申告会による決算・確定申告の指導会**

個人青色申告者を対象に、東金青色申告会横芝支部・光支部による「記帳」と「決算・確定申告の相談」を行います。

**光 地 区**

**と き** 2月7日(金)  
 午前9時30分～正午  
 午後1時～4時

**と ころ** 町民会館

**横芝地区**

**と き** 2月8日(土)  
 午前9時30分～正午  
 午後1時～4時

**と ころ** 文化会館

**問 (一社)東金青色申告会**  
 ☎0475-52-1284